

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	地区等自然環境保全事業			事業コード	0240
担当課等	所属名	環境部 環境企画課	担当係名		
	課長名	環境部 環境企画課	担当者名	佐々木 歩美	電話番号 8417

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	環境との共生	コード 6	施策	かけがえのない自然との共生	コード 2
	基本事業	自然資源の活用	コード 1	関連予算 費目名	一般会計 4款 1項 4目 自然環境等保全事業(002-01) 一般会計 4款 1項 4目 環境保全地区等整備事業(002-02)	
	特記事項					
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 46年度～)	
事務事業の概要	市域の豊かな自然環境や歴史的環境の保全・創出を図るため条例に基づき指定している環境保護地区等の適切な維持管理を図る。					
根拠法令等	「盛岡市環境基本条例」及び「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
優れた自然環境を保全し、豊かで潤いのある都市環境の形成を目的に、昭和46年に条例を制定し、環境保護地区等の指定を行なった。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
条例制定後30年余りが経過し、所有者の高齢化や相続により指定物件の維持管理が困難になっており、一部の所有者から行政に対し支援を求められている。また、周辺の宅地化により住民から、環境保護地区等の適切な維持管理を求める要望が寄せられている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
平成21年3月に景観法に基づく景観計画と景観条例を制定し、平成21年10月1日に全面施行したことを踏まえ、景観行政の一元化に向けて市の組織機構を見直し、平成22年度以降、保存樹木と一部の保護庭園についての事務を都市整備部景観政策推進事務局へ移管した。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	条例で指定している環境保護地区、保護庭園等の自然環境	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 指定し保全を図っている環境保護地区、保護庭園の件数	単位	件
				B. 指定し保全を図っている環境保護地区、保護庭園の面積	単位	m ²
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ①環境保護地区の巡視と現況把握 ②樹木の診断や治療、整枝等の支援 ③環境保護地区等の管理費支援 ④開発等に対し指導・意見の提言 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度と同じ。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 環境保護地区や保護庭園の巡視活動日数	単位	日
				B. 保護庭園の整枝支援件数	単位	件
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	自然環境の保全と活用を図るため、指定地区等の支援を行いながら市民に紹介するとともに自然愛護意識を高める。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 保護庭園「一ノ倉邸」を訪れた市民等の数 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	人
				B. 岩手公園の自然を訪ねる会に参加した市民の数 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	人
				C. 【指標の性格:○上げる ○下げる ○維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	自然に親しむ機会が多くなる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	近郊自然歩道設置総延長(単位:km)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	指定し保全を図っている環境保護地区、保護庭園の件数	件	86	27	27	27	27		年度
対象 指標B	指定し保全を図っている環境保護地区、保護庭園の面 積	㎡	1,784,310	1,784,310	1,784,310	1,784,310	1,784,310		年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	環境保護地区や保護庭園の巡視活動日数	日	26	26	26	26	26		年度
活動 指標B	保護庭園の整枝支援件数	件	5	3	3	1	2		年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	保護庭園「一ノ倉邸」を訪れた市民等の数	人	33,727	30,151	40,000	39,235	40,000		年度
成果 指標B	岩手公園の自然を訪ねる会に参加した市民の数	人	10	11	30	12	30		年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	3,087	1,655	1,940	1,530	1,908		*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円	1,035	1,005	1,005	1,083	1,013		*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	2,052	650	935	447	895	0	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	3,087	1,655	1,940	1,530	1,908		*****
	延べ業務時間数	時間	480	200	200	200	200		*****
	職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	1,920	800	800	800	800	0	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	5,007	2,455	2,740	2,330	2,708	0	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性 評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 自然環境の保全に関する市民の関心は高く、市域の優れた自然環境の保全が重要であるため。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他 理由: 個人の財産等個人情報にも関係する部分があることから、守秘義務及び公正な立場から判断することが求められる。		
有効性 評価	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他 理由: 市域の環境等の保全・創出を目的とする条例に基づく事業であり、対象としては、現状のままで妥当である。		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☒ 拡大または絞ることができる ☐ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ その他 理由: 追加指定、公開箇所の拡大、公開方法等の見直しにより、成果の向上が期待できる。		
有効性 評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容: 支援制度の充実、景観関連施策等関係施策との調整により成果の向上の余地がある。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性 評価	その内容: 市民の都市環境への意識低下や都市のイメージダウンを招く可能性がある。		
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	
	事業名: 花と緑のまちづくり(公園みどり課)、地区計画、風致地区、景観関連施策(都市計画課)、県自然環境保全条例に基づく環境緑地保全地域。 ※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？ 統廃合・連携検討 ☒ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ その内容: 景観法関連の施策と将来的に連携・調整することで、成果の向上が期待できる。		
効率性 評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 枠内配分により毎年予算が削減されているため、削減の余地はない。		
効率性 評価	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 業務時間数は最小限にとどめており、また、地区の指定から30年以上経過して保護庭園・環境保護地区を取り巻く状況が変化したことに伴い、維持管理面での事務が増大していることから、これ以上の削減はできない。		
公平性 評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:		
公平性 評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:		

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 現行条例に基づく指定制度と類似する制度との整理・統合に向けた関係課との調整を図る。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 庁内の調整担当課が明確でない。関係課との調整や事業の統廃合等に際しては、現行条例の検証、支援制度の見直しが必要となる。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 景観行政の一元化に向け組織機構を見直し、22年度から保存建造物、保存樹木及び一部の保護庭園に係る事務を景観政策推進事務局に移管し、調整を図りながら、事務を進めた。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"> → ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携 </td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table> ↓ 方向付けの理由と改革改善の内容 残った保護庭園について、景観行政一元化の調整が必要と考えられることから、引き続き、組織見直しの効果を検証しながら検討する必要がある。		☐ 終了	☒ 継続	→ ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止	☐ 休止							
☐ 終了	☒ 継続	→ ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携												
☐ 廃止	☐ 休止													